

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 平成30年9月26日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

(総評)

- ・法改正に伴う手続について、一部不備が見受けられた。
- ・会計面については、前回の指導監査における指摘事項が改善されていない事項が見受けられたので、専門家の支援を活用するなどして改善を図りたい。

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|---|---|
| 1 | <p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続くようであれば、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p> | <p>理事会、評議員会で、次回開催日を予告し、欠席がないように努める。</p> |
| 2 | <p>役員等報酬等の支給基準について、平成30年3月26日の評議員会で決議され、平成29年4月1日から遡って適用する規程となっていたが、評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、役員等報酬等の支給基準は評議員会の決議の日以降の適用となるよう改正すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の35)</p> | <p>評議員会で規程の改正の決議を行う。</p> |
| 3 | <p>寄附金収益明細書に固定資産受贈額が記載されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p style="text-align: center;">(会計省令第30条、運用上の取扱い25(1))</p> | <p>寄附金収益明細書に固定資産受贈額を記載する。</p> |
| 4 | <p>介護保険事業拠点区分の小規模多機能型居宅介護事業所サービス区分から法人運営・地域福祉事業拠点区分への拠点区分間繰入金収入(支出)について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を</p> | <p>これまで、法人運営・地域福祉事業拠点区分で予算計上していたものを、適切に経費配分し、それぞれの拠点区分から直接支出する。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>繰入れることができるものであるので留意すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p> | |
| 5 | <p>拠点区分間で費用の配分をするため拠点区分事業活動計算書に分担金収益と分担金費用の科目を設けていたが、内部取引に該当するにもかかわらず相殺消去されていなかった。</p> <p>については、拠点区分間の取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去すること。</p> <p>なお、科目名は内部取引であることがわかる名称に変更すること。</p> <p>(会計省令第 11 条、運用上の取扱い 4)</p> | <p>「分担金収入・支出」科目は、退職金費用に係るものであることから、各サービス区分に科目を設定し適切に経理する。</p> |
| 6 | <p>月次試算表の会長への提出が遅延している月があった。</p> <p>については、会計責任者は経理規程第 33 条の規定に基づき、毎月末日における拠点区分又はサービス区分ごと、さらに各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月 15 日までに会長に提出すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 33 条)</p> | <p>平成 30 年度は毎月遅延のないように努めている。</p> |